



厚生労働省静岡労働局発表  
公表日 令和3年2月19日(金)

担	厚生労働省静岡労働局職業安定部
当	職業対策課長 渡邊 祐二
	課長補佐 成岡 和子
	障害者雇用担当官 鈴木 康弘
	電話 054-271-9973

## 障害者雇用の優良事業主認定制度「もにす認定制度」で 静岡県初の企業を認定しました！

～2月26日に認定通知書交付式を実施します～

静岡労働局(局長:谷 直樹)は、このたび、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(以下、「もにす認定制度」という。)で、以下の企業を静岡県初の「もにす認定企業」として認定しました。

下記のとおり、認定企業に対する認定通知書交付式を執り行います。

「もにす認定」事業主 (認定年月日 令和3年2月5日)

○ 社会福祉法人 美芳会 所在地:静岡県富士市増川510-1

【認定通知書交付式】

日時 令和3年2月26日(金) 10時00分～10時30分

会場 静岡地方合同庁舎3階 局長室(静岡市葵区追手町9-50)

「もにす認定制度」とは・・・

障害者雇用の促進及び雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度で、令和2年4月から実施しています。

この認定制度により、認定企業が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取り組みの一層の推進が期待されます。

また、認定されると、自社の商品・サービス・広告などに「認定マーク」を表示することができ、日本金融公庫の低利融資対象となるほか、静岡労働局ホームページへの掲載など、周知広報の対象となるなどのメリットがあります。

認定マーク「もにす」



※報道関係者の皆さまへ 当日の取材を希望される場合は、事前に担当までご連絡ください。



業種：医療・福祉（高齢介護）  
会社概要：特別養護老人ホーム・養  
護老人ホーム・デイサービス・地域  
包括支援センター・公益事業の運営

所在地：静岡県富士市増川510-1  
代表：理事長 大塚芳正  
設立：1996年2月  
ホームページ：  
<https://miyoshikai.or.jp>

## 会社のPR情報

当法人では理念である「地域でのこころ豊かな生活のために」「想いに副う」を掲げ、関わる全ての方の文化、国籍、信条、人種に制限されることなく、それぞれのステークホルダーの地域での生活をこころから豊かな生活をおくることができるよう、対話を通じて想いに副っていく支援の提供サービスを実現していくことを目指しております。

## 会社からのメッセージ

障害の有無や働き方・雇用形態に関わらず、ひとり一人の成長目標を設定し、毎月、上司との面談を通して研修の参加や目標達成の支援をサポートしています。

障害をもった職員に対して、事業所の担当者がOJTとわかりやすい作業マニュアルや手順書を作成し、就労支援に当たっています。

また、法定より多くの日数付与、時間単位での使用を可能とする有給休暇制度を設け、プライベートと仕事の両立支援にも取り組んでいます。

美芳会はすべての人が「働きやすさ」「働きがい」をもって、「成長」できる職場環境をめざします。

## 障害者雇用への取組の成果 (認定に当たっての評価ポイント)

### 数的側面

雇用状況	実雇用率	3.07%
	障害者不足数	0人
定着状況	過去3年間に採用した障害者の就職6か月後定着率	100%
	過去3年間に採用した障害者の就職1年後定着率	100%

### 質的側面

キャリア形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働き方、雇用形態に関わらず、ひとり一人の成長目標を設定し研修の参加や目標達成の支援を上司との毎月の1on1によりサポートし、評価・翌年への目標につなげています。</li> <li>・法人の介護職員初任者研修の受講と費用の一部免除を実施しています。職種、役職、雇用形態にかかわらず本人の希望により利用が可能です。</li> <li>・人事・給与制度については、常勤職員と非常勤職員の就業規則と給与規定をそれぞれ策定しています。 昇格及び昇級については、障害の有無にかかわらず就業規則と給与規定に基づいて運用しています。</li> </ul>
--------	---

## 障害者雇用への取組の成果（認定に当たっての評価ポイント）

### 環境づくり

職務環境	<ul style="list-style-type: none"><li>永年勤続表彰規定を整備しています。障害の有無にかかわらず表彰規定を満たせば表彰状を授与し報奨金を付与しています。</li></ul>
募集・採用	<ul style="list-style-type: none"><li>地区内の特別支援学校と連携を行い、希望者に職場体験の実習の受け入れを実施しています。 平成27年から平成30年に特別支援学校の高校生を職場実習生として受け入れしました。</li></ul>
キャリア形成	<ul style="list-style-type: none"><li>3年以上前から雇用している障害者の平均年収が10%以上上昇しています。</li><li>職場や業務への理解度や定着状況を鑑みて、就業条件の見直し、正社員への転換などを行っています。 過去3年間に障害をもっている非常勤職員を常勤職員に転換した実績があります。</li></ul>
その他の 雇用管理	<ul style="list-style-type: none"><li>障害の有無にかかわらず給与規定に基づき住宅手当の支給を実施しています。</li></ul>

# 障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

## 認定事業主となることのメリット

### ● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



### ● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります  
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

### ● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります  
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます  
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

### ● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受ける  
ことができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

## A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



## 障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること  
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること  
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること  
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		良	2点	良				2点	
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点
	優良		1点	優良				4点	
	良		1点	良				2点	
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		④職務選定・創出	特に優良	2点				良	2点
			優良	1点			⑭キャリア形成	特に優良	6点
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	優良			4点	
			優良	1点	良			2点	
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	成果関係の合格最低点			6点 (満点24点)	
			優良	1点	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点	
		⑦募集・採用	特に優良	2点			優良	1点	
			優良	1点	情報開示 (ディスクロージャー)	成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点
		⑧働き方	特に優良	2点				優良	1点
			優良	1点		⑰質的側面	特に優良	2点	
		⑨キャリア形成	特に優良	2点			優良	1点	
			優良	1点	情報開示関係の合格最低点			2点 (満点6点)	
⑩その他の雇用管理		特に優良	2点	合計の合格最低点			20点 (満点50点)		
		優良	1点	取組関係の合格最低点			5点 (満点20点)		

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

**と も に す す む**

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。